

# 環境活動レポート

## 令和4年度

### ご挨拶

地球環境問題が深刻化しています。私たちの暮らす地域もその例外ではありません。近年、温室効果ガス削減や天然資源の枯渇などについては特に重要視されています。企業経営するうえで、資源エネルギーを効率良く利用する努力や、大量消費・大量廃棄型の経済活動や社会様式の見直しが課題となっております。

私たちは地域住民の理解が得られる産業廃棄物処理業者として、高い信頼・安全性を追求して地球環境保全に貢献します。

掲載

## 株式会社エース・クリーン

〒090-0001 北海道北見市小泉761番地12  
TEL (0157) 22-0700 FAX (0157) 22-0730

対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

発行日

令和5年 8月24日

| 社長 | 専務 | 常務 | 部長 |
|----|----|----|----|
|    |    |    |    |

## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1. 会社概要                          | 3  |
| 2. H E S : 産業廃棄物処理業者システム規格認証登録内容 | 5  |
| (環境改善活動の取組体制)                    | 26 |
| 3. 環境に関する基本方針                    | 27 |
| 4. 環境目的・目標                       | 28 |
| 5. 環境活動計画                        | 30 |
| 6. 環境目標の実績                       | 32 |
| 7. 環境改善活動の評価、今後の課題               | 33 |
| 8. 法的及び当社が同意するその他の要求事項           | 34 |
| 9. 代表者の見直し評価                     | 35 |

## 1. 会社概要

○会社名：株式会社エース・クリーン

本社：北海道北見市小泉761番地12

○代表取締役：中井 真太郎

○事業内容：水処理施設の設計・施工及び維持管理業

公共下水道の清掃・浚渫及び維持管理業

道路及び側溝の清掃・維持管理業

産業廃棄物の収集運搬及び中間処理業（相互認証対象）

一般廃棄物の収集・運搬業

木質飼料製造業

○資本金：2,000万円

○売上：840,346,033円

○役員数：70名（役員6名、職員64名（うち、嘱託職員6名））

○敷地面積：25,903㎡

○延床面積：3433.23㎡

○沿革：

昭和51年 2月 北見市に株式会社エース・クリーン設立、廃棄物収集運搬開始

昭和55年10月 資本金400万円に増資

昭和55年12月 資本金1,000万円に増資

平成9年 3月 中間処理施設開設

平成9年 5月 管理型最終処分場開設

平成11年 8月 肥料製造施設開設

平成12年 4月 札幌支店開設

平成13年 5月 廃プラスチック類の減容施設開設

平成14年 2月 汚泥等の炭化施設開設

平成14年 3月 資本金2,000万円に増資

平成17年 7月 札幌支店閉鎖

平成19年 1月 東京支店開設

平成19年 4月 事業の一部廃止届出（埋立（燃殻）の削除）

平成20年 5月 事業の一部廃止届出（埋立（汚泥）、炭化（汚泥、木くず、動植物性残渣、動物のふん尿）の削除。）天日乾燥施設の開設

平成22年11月 HES産業廃棄物処理業者用システム規格 認証登録

平成22年11月 エコアクション21相互認証

平成23年 1月 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準適合（産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業）

平成23年12月 優良産廃処理業者に係る基準適合  
平成24年 4月 特別管理産業廃棄物収集運搬業開始  
平成28年11月 木質飼料製造施設開設  
令和 元年 8月 東京支店廃止  
令和 3年 4月 事業の一部廃止届出（肥料の製造(動物のふん尿)の削除)  
令和 4年 2月 特別産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準適合  
(特別産業廃棄物収集運搬業)

H E S 認証取得範囲：全事業、全事業所、全従業員

E A21 相互認証範囲：産業廃棄物の収集運搬及び中間処理

## 2.HES：産業廃棄物処理業者システム規格認証登録内容

### (1) 事業規模

#### ①収集運搬業

##### ・運搬車両の種類と台数

| 車両型式   | 最大積載量    | 台数  | 運搬品目  |
|--------|----------|-----|---|
| 清掃車    | 7,800 kg | 1 台 | 汚泥、動物のふん尿、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)、指定下水汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等) |
| 清掃車    | 9,120 kg | 1 台 | 汚泥、動物のふん尿、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)、指定下水汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等) |
| 清掃車    | 8,000 kg | 1 台 | 汚泥、動物のふん尿、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)、指定下水汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等) |
| 清掃車    | 8,600 kg | 1 台 | 汚泥、動物のふん尿、ばいじん、廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)、廃酸(pH2.0以下のもの)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの)汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等)、指定下水汚泥(アルキル水銀、水銀又はその化合物(アルキル水銀化合物を除く)、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物を含むもの等) |
| ダンプ    | 6,700 kg | 1 台 | 動物のふん尿、木くず、動植物残さ、金属くず、がれき類、コンクリートくず及び陶磁器くず、石綿含有産業廃棄物  |
| キャブオーバ | 2,000 kg | 1 台 | 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物   |
| キャブオーバ | 1,750 kg | 1 台 | 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物   |
| キャブオーバ | 3,400 kg | 1 台 | 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物   |
| キャブオーバ | 1,250 kg | 1 台 | 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物   |

|        |           |     |  |
|--------|-----------|-----|--|
| キャブオーバ | 350 kg    | 1 台 | 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物        |
| パン     | 1,000 kg  | 1 台 | 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物        |
| キャブオーバ | 12,800 kg | 1 台 | 廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、がれき類、石綿含有産業廃棄物を<br>含む |
| 塵芥車    | 3,750 kg  | 1 台 | 燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ   |
| 塵芥車    | 4,000 kg  | 1 台 | 燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ   |
| 塵芥車    | 3,400 kg  | 1 台 | 燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ   |
| 塵芥車    | 3,850 kg  | 1 台 | 燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ   |
| 塵芥車    | 3,950 kg  | 1 台 | 燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物残さ   |

・保管容器の用途と容量

| 運搬容器等の名称          | 用途  | 容量               |
|-------------------|---|------------------|
| 鋼鉄製ドラム缶           | 廃油・汚泥の運搬  | 200ℓ             |
| ポリエチレン容器          | 廃酸・廃アルカリの運搬   | 20ℓ              |
| フレキシブル<br>コンテナバッグ | 燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、<br>動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンク<br>リートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、<br>石綿含有産業廃棄物の運搬 | 1 m <sup>3</sup> |
| 鉄製ペール缶            | 汚泥の運搬   | 20ℓ              |
| IBC 容器            | 廃酸、廃アルカリの運搬   | 1,050 ℓ          |
| 廃蛍光灯回収プラダン箱       | 水銀使用製品産業廃棄物の運搬  | 105ℓ             |

① 処分業

|           |  |
|-----------|--|
| 中間処理施設の種類 | ①汚泥の脱水施設   |
| 取扱品目      | 汚泥   |
| 設置年月日     | 令和2年8月5日   |
| 設置場所      | 北見市小泉761番12                                      |
| 処理能力・稼動時間 | 8 m <sup>3</sup> /日 (8時間) ・ 1 m <sup>3</sup> /時間 |
| 処理方式      | 脱水   |
| 構造・設備の概要  | 多重円盤外胴型スクリーブレス脱水機                                |
| 環境保全対策等   | 汚泥性状に合わせた薬品添加量調整。使用薬品の適正な保管                      |

|           |  |
|-----------|--|
| 中間処理施設の種類 | ②汚泥の脱水施設   |
| 取扱品目      | 汚泥   |
| 設置年月日     | 平成20年6月12日                                       |
| 設置場所      | 北見市小泉761番12、762番13                               |
| 処理能力・稼動時間 | 8 m <sup>3</sup> /日 (8時間) ・ 1 m <sup>3</sup> /時間 |
| 処理方式      | 脱水   |
| 構造・設備の概要  | 多重円盤外胴型スクリーブレス脱水機                                |
| 環境保全対策等   | 汚泥性状に合わせた薬品添加量調整。使用薬品の適正な保管                      |

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 中間処理施設の種類 | ③廃プラスチック類の減容施設             |
| 取扱品目      | 発泡スチロールに限る                 |
| 設置年月日     | 平成13年5月10日                 |
| 設置場所      | 北見市小泉761番6、12              |
| 処理能力・稼動時間 | 0.96 t/日 (8時間) ・ 0.12 t/時間 |
| 処理方式      | 熱風循環方式                     |
| 構造・設備の概要  | 灯油バーナー仕様                   |
| 環境保全対策等   | 排気ガス測定実施                   |

|           |  |
|-----------|--|
| 中間処理施設の種類 | ④汚泥の天日乾燥施設   |
| 取扱品目      | 汚泥   |
| 設置年月日     | 平成20年4月16日   |
| 設置場所      | 北見市小泉761番1   |
| 処理能力・稼動時間 | 76.08 m <sup>3</sup> /日 (24時間) ・ 3.17 m <sup>3</sup> /時間 |
| 処理方式      | 天日乾燥   |
| 構造・設備の概要  | 地表水流入防止堰付、RC製土間  |
| 環境保全対策等   | RC製土間による土壌汚染防止。  |

・保管施設

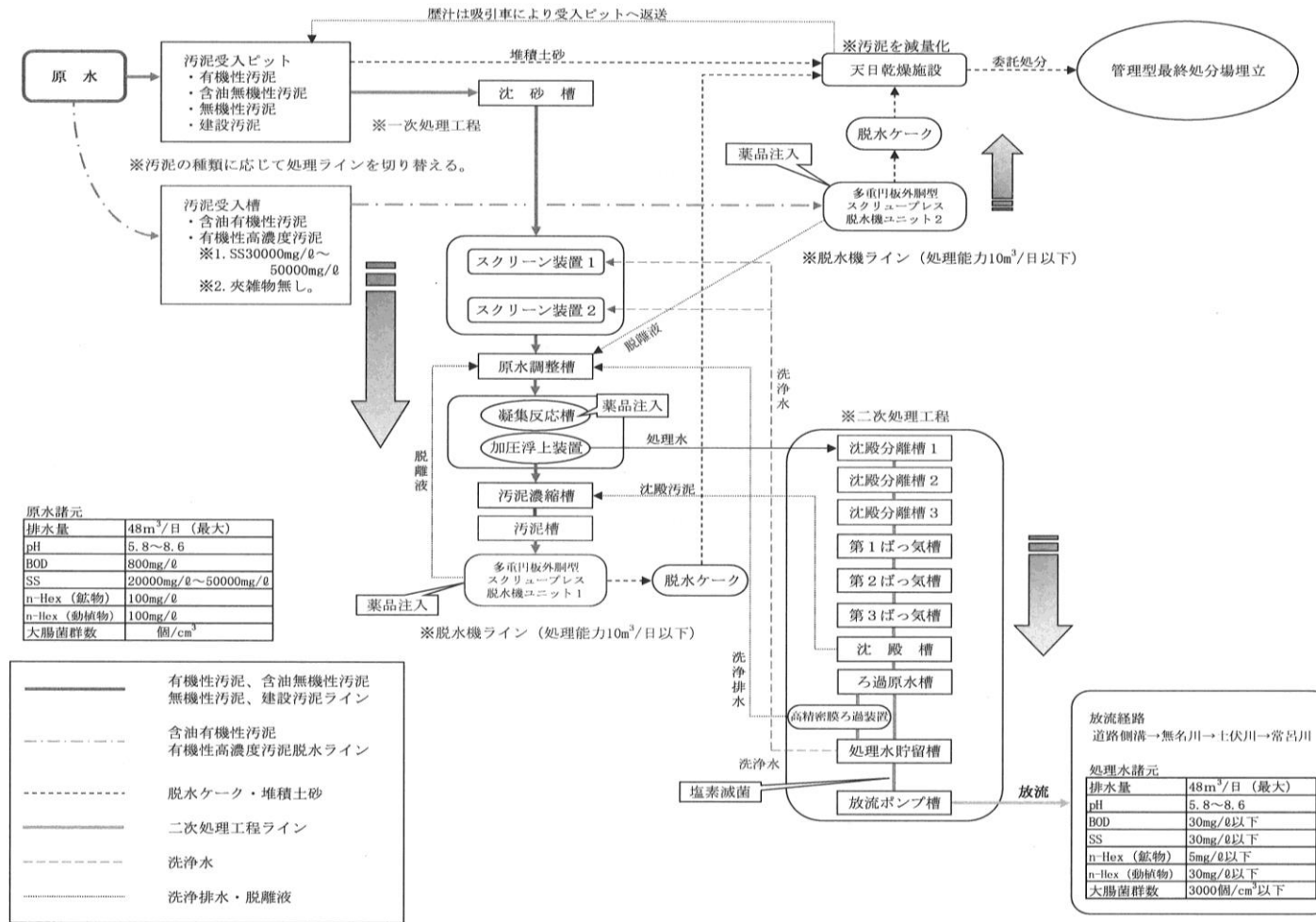
| 保管場所名 | 設置場所           | 面積                | 保管上限量              | 保管品目              |
|-------|----------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 保管場所1 | 北見市小泉761番地6、12 | 48 m <sup>2</sup> | 168 m <sup>3</sup> | 廃プラスチック類（発泡スチロール） |

発泡スチロール減容化処理工程

発泡スチロール → 減容機 → スチロール樹脂ブロック



### 3. 処理施設フローシート (変更後)



| 水槽名称    | 有効容量(m <sup>3</sup> ) |
|---------|-----------------------|
| 汚泥受入ビット | 137.698               |
| 汚泥受入槽   | 15.960                |
| 沈砂槽     | 53.586                |
| 原水調整槽   | 74.250                |
| 汚泥濃縮槽   | 32.775                |
| 汚泥槽     | 15.960                |
| 沈殿分離槽1  | 18.400                |
| 沈殿分離槽2  | 15.000                |
| 沈殿分離槽3  | 27.846                |
| 第1ばっ気槽  | 26.775                |
| 第2ばっ気槽  | 26.775                |
| 第3ばっ気槽  | 15.750                |
| 沈殿槽     | 11.025                |
| ろ過原水槽   | 24.633                |
| 処理水貯留槽  | 20.240                |
| 放流ポンプ槽  | 5.520                 |

(2) 処理実績

産業廃棄物中間処理

| 処理実績    | 単位 | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
|---------|----|---------|---------|---------|
| 汚泥      | t  | 3153.04 | 3318.46 | 3403.07 |
| 発泡スチロール | t  | 33.37   | 32.88   | 29.99   |

産業廃棄物収集運搬

| 処理実績         | 単位 | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
|--------------|----|---------|---------|---------|
| 汚泥           | t  | 2498.79 | 2670.59 | 2475.93 |
| 廃プラスチック類     | t  | 92.60   | 115.16  | 88.18   |
| 金属くず         | t  | 24.17   | 26.95   | 25.74   |
| 電気機器         | t  | 6.26    | 13.18   | 14.73   |
| 木くず          | t  | 11.07   | 1.82    | 1.20    |
| コンクリート及び陶器くず | t  | 5.45    | 3.3     | 1.10    |
| ゴムくず         | t  | 0       | 0.08    | 0       |
| 動植物性残さ       | t  | 0       | 16.02   | 0       |
| 管理型混合物       | t  | 101.93  | 112.05  | 98.87   |
| 繊維くず         | t  | 0       | 0       | 0       |
| 石膏ボード        | t  | 0       | 0       | 0       |
| 汚泥(特管)       | t  | 0       | 0       | 0       |
| 廃油(特管)       | t  | 0       | 0       | 0       |
| 廃酸(特管)       | t  | 0       | 0       | 0       |
| 廃アルカリ(特管)    | t  | 0       | 0       | 0       |

一般廃棄物収集運搬

| 処理実績      | 単位             | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
|-----------|----------------|---------|---------|---------|
| 事業系一般廃棄物  | t              | 3183.91 | 3221.79 | 3261.96 |
| 一般廃棄物浄化槽等 | m <sup>3</sup> | 1185.30 | 1080.80 | 1148.90 |

## (3) 産業廃棄物の汚泥の種類と処理料金

令和5年4月1日から新単価に変更

| 形状 ・ 性質 (含水率 85%超) |                         | 単価                        |
|--------------------|-------------------------|---------------------------|
| 有機性                | 処理施設汚泥 (沈砂槽)<br>※ごみ混入なし | 旧 40,000<br>新 42,000<br>円 |
|                    | 処理施設汚泥 (沈殿・濃縮汚泥)        |                           |
|                    | 処理施設汚泥 (ばっ気槽汚泥)         |                           |
|                    | 下水道中継ポンプ場清掃汚泥           | 旧 30,000<br>新 32,000<br>円 |
|                    | 道路側溝清掃汚泥                |                           |
|                    | 道路縦断管清掃汚泥               |                           |
|                    | 下水道管渠清掃汚泥               | 旧 25,000<br>新 27,000<br>円 |
|                    | 下水道 (新設) 管渠清掃汚泥         |                           |
| 含油有機性              | 食肉加工場・水産加工場汚泥           | 旧 40,000<br>新 42,000<br>円 |
|                    | ビル雑排槽汚泥                 | 旧 32,000<br>新 34,000<br>円 |
|                    | 油水分離槽汚泥 (廃油不可)          |                           |
| 含油無機性              | 車輛整備工場・洗車場汚泥            | 旧 30,000<br>新 32,000<br>円 |
|                    | 油水分離槽汚泥 (廃油不可)          |                           |
| 建設汚泥               | 舗装切断水汚泥                 | 旧 30,000<br>新 38,000<br>円 |
|                    | 推進工法汚泥                  | 旧 40,000<br>新 40,000<br>円 |

#### (4) 許認可一覧

業の種類：産業廃棄物収集運搬業

許可区域（積替え保管の有無）：北海道（無）

許可番号：00100045587

取得年月日：令和3年2月27日

有効期限：令和10年2月26日

許可品目及び処理方法：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類  
（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリ  
ートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉍  
さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、動物のふん  
尿、ばいじん、水銀使用製品

業の種類：産業廃棄物処分業

許可区域：北海道

許可番号：00120045587

取得年月日：令和3年4月28日

有効期限：令和10年4月27日

許可品目及び処理方法：脱水（汚泥）  
天日乾燥（汚泥）  
減容（廃プラスチック類（発泡スチロールに限る））

業の種類：特別管理産業廃棄物収集運搬業

許可区域（積替え保管の有無）：北海道（無）

許可番号：00150045587

取得年月日：令和4年4月25日

有効期限：令和11年4月24日

許可品目及び処理方法：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）  
pH2以下の廃酸、pH12.5以上の廃アルカリ

指定下水汚泥、汚泥及びこれらを処分するために処理したもの（有害物質（アルキル水銀、水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物））の基準を超えているもの。  
積替え及び保管は行わない。

(5) 事業計画

**収集運搬業事業計画（事業計画の概要を記載した書類）**

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社は昭和51年創業以来、一般廃棄物収集運搬業・産業廃棄物収集運搬業の許可を受け、北見市を拠点にオホーツク地域で廃棄物処理業者としての責任において地域環境保全に努めてまいりました。平成9年には産業廃棄物処分業の許可を受け、産業廃棄物汚泥中間処理施設を開設し、産業廃棄物の総合処理業者として営業しております。また、平成22年11月にHES北海道環境マネジメントシステムスタンダード産業廃棄物処理業者用システム規格の認証を取得し、平成23年12月には優良産廃処理業者に係る基準適合を受けました。また、平成24年には特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し廃棄物の適正処理と環境保全に一層の努力をしております。

1. 廃プラスチック類について

北見市内及び近郊の事業所から排出される廃プラスチック類を産業廃棄物の廃プラスチック類として愛和産業株式会社・株式会社斉藤商店・株式会社アシストへ運搬する。

また、発泡スチロールに限り株式会社エース・クリーンへ運搬し、熱風式による減容処理を行った廃プラスチック塊は、NCT化学株式会社に有価物として売却する。

2. ゴムくずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出されるゴムくずを産業廃棄物のゴムくずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

3. 金属くずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出される金属くずを産業廃棄物の金属くずとして愛和産業株式会社・株式会社斉藤商店へ運搬する。

4. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについて

北見市内及び近郊の事業所より排出されるガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずを産業廃棄物のガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

5. がれき類について

北見市内及び近郊の土木建設業より排出されるがれき類を産業廃棄物のがれき類として愛和産業株式会社へ運搬する。

6. 紙くずについて

北見市内及び近郊の印刷業より排出される紙くずを産業廃棄物の紙くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

7. 木くずについて

北見市内及び近郊の建設業より排出される木くずを産業廃棄物の木くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

8. 繊維くずについて

北見市内及び近郊の建設業より排出される繊維くずを、産業廃棄物の繊維くずとして愛和産業株式会社へ運搬する。

9. 動植物性残さについて

北見市内及び近郊の食料品製造業より排出される動植物性残さを、産業廃棄物の動植物性残さとして

愛和産業株式会社・株式会社アシストへ運搬する。

10. 動物のふん尿について

北見市内及び近郊の畜産業より排出される動物のふん尿を、産業廃棄物の動物のふん尿として愛和産業株式会社へ運搬する。

11. 燃え殻について

北見市内及び近郊の熱供給業より排出される燃え殻を、産業廃棄物の燃え殻として愛和産業株式会社へ運搬する。

12. 汚泥について

北見市内及び近郊より排出される、下水道管渠清掃汚泥・下水道中継ポンプ場清掃汚泥・道路側溝清掃汚泥・生産工場排水施設汚泥・各分離槽清掃汚泥等を産業廃棄物の汚泥として株式会社エース・クリーンへ運搬し、脱水による中間処理を行い、愛和産業株式会社にて最終処分の委託処理を行う。

13. 鋳さいについて

北見市内及び近郊の自動車整備業より排出される鋳さいを、産業廃棄物の鋳さいとして愛和産業株式会社へ運搬する。

14. ばいじんについて

北見市内及び近郊の電気業より排出されるばいじんを、産業廃棄物のばいじんとして愛和産業株式会社へ運搬する。

15. 廃油について

北見市内及び近郊の自動車整備業より排出される廃油を、産業廃棄物の廃油として株式会社アシストへ運搬する。

16. 廃酸について

北海道内の化学工業より排出される廃酸を、産業廃棄物の廃酸として株式会社アシストへ運搬する。

17. 廃アルカリについて

北海道内の化学工業より排出される廃アルカリを、産業廃棄物の廃アルカリとして株式会社アシストへ運搬する。

18. 石綿含有産業廃棄物について

北見市内及び近郊の土木建設業より排出される石綿含有産業廃棄物を産業廃棄物の石綿含有産業廃棄物として愛和産業株式会社へ運搬する。

19. 水銀使用製品産業廃棄物について

北見市内及び近郊の事業所から排出される水銀使用製品産業廃棄物を産業廃棄物の水銀使用製品産業廃棄物として野村興産株式会社・株式会社リプロワークへ運搬する。

なお、業務の実施にあたっては、排出事業者と文章による契約を締結し、廃棄物の処理状況についてはマニフェスト伝票を使用し確認するなど、関係法令を遵守し行います。

|    | (特別管理)<br>産業廃棄物<br>の 種 類          | 運搬量<br>(t/月又は<br>m <sup>3</sup> /月) | 性状 | 予定排出事業場の<br>名称及び所在地  | 積替え又は保管を行う<br>場合には積替え又は保<br>管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及<br>び所在地 (処分場の<br>名称及び所在地)   |
|----|-----------------------------------|-------------------------------------|----|----------------------|--|---|
| 1  | 廃プラスチック類                          | 3 t / 月                             | 固形 | 北見市内及び近郊<br>の事業所     | 積替え保管を行わない                             | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社<br><br>北見市豊地12番地9<br>株式会社斉藤商店<br><br>野付郡別海町別海14番1<br>株式会社アシスト<br><br>北見市小泉761番地12<br>株式会社エース・クリーン |
| 2  | ゴムくず                              | 3 t / 月                             | 固形 | 北見市内及び近郊<br>の事業所     | 積替え保管を行わない                             | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社   |
| 3  | 金属くず                              | 3 t / 月                             | 固形 | 北見市内及び近郊<br>の事業所     | 積替え保管を行わない                             | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社<br><br>北見市豊地12番地9<br>株式会社斉藤商店   |
| 4  | ガラスくず・<br>コンクリート<br>くず及び陶磁<br>器くず | 3 t / 月                             | 固形 | 北見市内及び近郊<br>の事業所     | 積替え保管を行わない                             | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社   |
| 5  | がれき類                              | 3 t / 月                             | 固形 | 北見市内及び近郊<br>の土木建設業   | 積替え保管を行わない                             | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社   |
| 6  | 紙くず                               | 3 t / 月                             | 固形 | 北見市内及び近郊<br>の印刷業     | 積替え保管を行わない                             | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社   |
| 7  | 木くず                               | 10 t / 月                            | 固形 | 北見市内及び近郊<br>の建設業     | 積替え保管を行わない                             | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社   |
| 8  | 繊維くず                              | 10 t / 月                            | 固形 | 北見市内及び近郊<br>の建設業     | 積替え保管を行わない                             | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社   |
| 9  | 動植物性残さ                            | 10 t / 月                            | 固形 | 北見市内及び近郊<br>の食料品製造業  | 積替え保管を行わない                             | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社<br><br>野付郡別海町別海14番1<br>株式会社アシスト   |
| 10 | 動物のふん尿                            | 10 t / 月                            | 液状 | 北見市内及び近郊<br>の畜産業     | 積替え保管を行わない                             | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社   |
| 11 | 燃え殻                               | 10 t / 月                            | 粉状 | 北見市内及び近郊<br>の熱供給業    | 積替え保管を行わない                             | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社   |
| 12 | 汚泥                                | 300 t / 月                           | 泥状 | 北見市内及び近郊<br>の下水道等事業所 | 積替え保管を行わない                             | 北見市小泉761番地12<br>株式会社エース・クリーン  |
| 13 | 鋳さい                               | 30 t / 月                            | 固形 | 北見市内及び近郊<br>の自動車整備業  | 積替え保管を行わない                             | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社   |
| 14 | ばいじん                              | 10 t / 月                            | 粉状 | 北見市内及び近郊<br>の電気業     | 積替え保管を行わない                             | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社   |

|    |                 |          |    |                     |            |   |
|----|-----------------|----------|----|---------------------|------------|---|
| 15 | 廃油              | 10 t /月  | 液状 | 北見市内及び近郊<br>の自動車整備業 | 積替え保管を行わない | 野付郡別海町別海14番1<br>株式会社アシスト                              |
| 16 | 廃酸              | 10 t /月  | 液状 | 北海道内の化学工<br>業       | 積替え保管を行わない | 野付郡別海町別海14番1<br>株式会社アシスト                              |
| 17 | 廃アルカリ           | 10 t /月  | 液状 | 北海道内の化学工<br>業       | 積替え保管を行わない | 野付郡別海町別海14番1<br>株式会社アシスト                              |
| 18 | 石綿含有産業<br>廃棄物   | 0.1 t /月 | 固形 | 北見市内及び近郊<br>の土木建設業  | 積替え保管を行わない | 北見市端野町三区857番地<br>愛和産業株式会社                             |
| 19 | 水銀使用製品<br>産業廃棄物 | 0.5 t /月 | 固形 | 北見市内及び近郊<br>の事業所    | 積替え保管を行わない | 北見留辺蘂町富士見217-1<br>野村興産株式会社<br>北見市豊田22番5<br>株式会社リプロワーク |

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。



3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

|         | 車両の名称  | 車両番号               | 形状     | 最大積載量 (kg) | 備考     |
|---------|--------|--------------------|--------|------------|--------|
| ①       | 三菱     | 北見 88 は 605        | 清掃車    | 8,000      | 強力吸引車  |
| ②       | 日野     | 北見 800 は 129       | 清掃車    | 9,120      | 強力吸引車  |
| ③       | 三菱     | 北見 400 さ 7221      | キャブオーバ | 1,250      |        |
| ④       | 日野     | 北見 800 は 900       | 塵芥車    | 3,850      | 塵芥車    |
| ⑤       | 日野     | 北見 100 さ 5637      | キャブオーバ | 1,750      | 廃棄物運搬車 |
| ⑥       | 日野     | 北見 100 さ 5668      | キャブオーバ | 3,400      | 資源ごみ   |
| ⑦       | 日野     | 北見 100 は 1377      | ダンプ    | 6,700      |        |
| ⑧       | 日野     | 北見 800 は 439       | 塵芥車    | 3,400      | 塵芥車    |
| ⑨       | UDトラック | 北見 800 は 652       | 清掃車    | 7,800      | 強力吸引車  |
| ⑩       | 日野     | 北見 100 さ 7247      | キャブオーバ | 2,000      | 資源ごみ   |
| ⑪       | 日野     | 北見 800 は 615       | 塵芥車    | 4,000      | 塵芥車    |
| ⑫       | 日野     | 北見 800 は 771       | 塵芥車    | 3,750      | 塵芥車    |
| ⑬       | スズキ    | 北見 480 い 1047      | キャブオーバ | 350        | 軽トラック  |
| ⑭       | いすゞ    | 北見 400 す 8184      | バン     | 1,000      | バン     |
| ⑮       | 三菱     | 北見 100 は 2619      | キャブオーバ | 12,800     |        |
| ⑯       | 日野     | 北見 100 は 640       | 塵芥車    | 3,950      | 塵芥車    |
| ⑰       | いすゞ    | 北見 800 は 1197      | 清掃車    | 8,600      | 清掃車    |
| 事務所の所在地 |        | 北見市小泉 7 6 1 番地 1 2 |        |            |        |
| 駐車場の所在地 |        | 北見市小泉 7 6 1 番地 1 2 |        |            |        |

(2) その他の運搬施設の概要

| 運搬容器等の名称                        | 用途  | 容量               | 運搬容器等の名称          |
|---------------------------------|---|------------------|-------------------|
| 鋼鉄製ドラム缶                         | 廃油・汚泥の運搬  | 200ℓ             | 鋼鉄製ドラム缶           |
| ポリエチレン容器                        | 廃酸・廃アルカリの運搬   | 20ℓ              | ポリエチレン容器          |
| フレキシブル<br>コンテナバッグ               | 燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、<br>木くず、繊維くず、動植物性残さ、<br>ゴムくず、金属くず、ガラスくず、<br>コンクリートくず及び陶磁器くず、<br>鉱さい、がれき類、ばいじん、石綿<br>含有産業廃棄物の運搬 | 1 m <sup>3</sup> | フレキシブル<br>コンテナバッグ |
| 鉄製ペール缶                          | 汚泥の運搬   | 20ℓ              | 鉄製ペール缶            |
| IBC 容器                          | 廃酸、廃アルカリ  | 1,050ℓ           | IBC 容器            |
| 廃蛍光灯回収プラダン箱                     | 水銀使用製品産業廃棄物   | 105ℓ             | 廃蛍光灯回収<br>プラダン箱   |
| (3) 積替え又は保管施設の概要<br>積替え保管を行わない。 |   |                  |                   |

#### 4. 収集運搬業務の具体的な計画

(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

##### (1) 車両毎の用途

###### ① 清掃車

汚泥、動物のふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ

- ・車両番号：北見 88 は 605
- ・車両番号：北見 800 は 129
- ・車両番号：北見 800 は 652
- ・車両番号：北見 800 は 1197

###### 塵芥車

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

- ・車両番号：北見 800 は 900
- ・車両番号：北見 800 は 615
- ・車両番号：北見 800 は 771
- ・車両番号：北見 800 は 439
- ・車両番号：北見 100 は 640
- ・車両番号：北見 800 は 1161

###### ② キャブオーバ

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物

- ・車両番号：北見 400 さ 7221
- ・車両番号：北見 100 さ 5637
- ・車両番号：北見 100 さ 5668
- ・車両番号：北見 100 さ 7247
- ・車両番号：北見 480 い 1047
- ・車両番号：北見 100 は 2619

###### ③ ダンプ

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

- ・車両番号：北見 100 は 1377

###### ④ バン

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物

- ・車両番号：北見 400 す 8184

(2) 収集業務を行う時間

営業時間 8時から17時

休業日 日曜日・祝祭日

(3) 従業員数の内訳

令和5年3月31日現在

| 申請者又は申請者の登記上の役員 | 令第6条の10に規定する使用人 | 事務員 | 運転手 |          | 作業員 | その他 | 合計  |
|-----------------|-----------------|-----|-----|----------|-----|-----|-----|
|                 |                 |     |     | うちPCB担当者 |     |     |     |
| 6人              | 0人              | 6人  | 39人 | 0人       | 19人 | 0人  | 70人 |

## 収集運搬業事業計画

(事業計画の概要を記載した書類)

### 1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

当社は産業廃棄物の収集運搬と処分業を営んでおります。業務の中で「有害物質含有」「揮発油類含有」「強酸・強アルカリ含有」の可能性のある廃棄物についての相談が時折あります。中には突発的な事故など急を要する場合でも、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有さないことを理由に、依頼を断る事がありました。今後、顧客のニーズを満ち満足度の高いサービスを提供する為にも、特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得することにしました。

#### ① 廃油について

道内近郊の洗濯洗浄施設及び電子部品製造業から排出される有害物質または融点 70 度以下の廃油や、突発的な事故により流出した灯油類及び軽油類を特別管理産業廃棄物の廃油として、野村興産株式会社イトムカ鉱業所又は株式会社アシストへ運搬する。

#### ② 廃酸について

道内近郊の試験研究機関より排出される、pH2.0 以下の強酸を、特別管理産業廃棄物の廃酸として、野村興産株式会社イトムカ鉱業所又は株式会社アシストへ運搬する。

#### ③ 廃アルカリについて

道内近郊の試験研究機関より排出される、pH12.5 以上の強アルカリを、特別管理産業廃棄物の廃アルカリとして野村興産株式会社イトムカ鉱業所又は株式会社アシストへ運搬する。

#### ④ 汚泥について

北海道内の下水処理場より排出される指定下水汚泥や、無機化学工業製品製造業にて排出される有害汚泥を、特別管理産業廃棄物の汚泥として野村興産株式会社イトムカ鉱業所へ運搬する。

なお、業務の実施にあたっては、排出事業者と文章による契約を締結し、廃棄物の処理状況についてはマニフェスト伝票を使用し確認するなど、関係法令を遵守し行います。

2. 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

|   | (特別管理)産業廃棄物の種類 | 運搬量<br>(t/月又はm <sup>3</sup> /月) | 性状     | 予定排出事業場の<br>名称及び所在地          | 積替え又は保管を行う<br>場合には積替え又は保<br>管場所の所在地 | 予定運搬先の名称<br>及び所在地(処分場<br>の名称及び所在地)              |
|---|----------------|---------------------------------|--------|------------------------------|-------------------------------------|---|
| ① | 廃油             | 1 t / 月                         | 液状又は泥状 | 北海道内<br>洗濯業<br>電子部品製造業       | 積替え保管を行わない                          | 北見市留辺藪町富士見 2<br>1 7 番地 1<br>野村興産株式会社イトム<br>カ鉱業所 |
|   |                |                                 |        |                              |                                     | 野付郡別海町別海 1 4 番<br>地の 1<br>株式会社アシスト              |
| ② | 廃酸             | 1 t / 月                         | 泥状     | 北海道内<br>試験研究機関               | 積替え保管を行わない                          | 北見市留辺藪町富士見 2<br>1 7 番地 1<br>野村興産株式会社イトム<br>カ鉱業所 |
|   |                |                                 |        |                              |                                     | 野付郡別海町別海 1 4 番<br>地の 1<br>株式会社アシスト              |
| ③ | 廃アルカリ          | 1 t / 月                         | 泥状     | 北海道内<br>試験研究機関               | 積替え保管を行わない                          | 北見市留辺藪町富士見 2<br>1 7 番地 1<br>野村興産株式会社イトム<br>カ鉱業所 |
|   |                |                                 |        |                              |                                     | 野付郡別海町別海 1 4 番<br>地の 1<br>株式会社アシスト              |
| ④ | 汚泥             | 1 t / 月                         | 泥状     | 北海道内下水処理場<br>無機化学工業製品製<br>造業 | 積替え保管を行わない                          | 北見市留辺藪町富士見 2<br>1 7 番地 1<br>野村興産株式会社イトム<br>カ鉱業所 |

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

|         | 車両の名称  | 車両番号               | 形状     | 最大積載量 (kg) | 備考 |
|---------|--------|--------------------|--------|------------|----|
| ①       | UDトラック | 北見 800 は 652       | 清掃車    | 7,800      |    |
| ②       | 日野     | 北見 800 は 129       | 清掃車    | 9,120      |    |
| ③       | 三菱     | 北見 88 は 605        | 清掃車    | 8,000      |    |
| ④       | 日野     | 北見 100 さ 5637      | キャブオーバ | 1,750      |    |
| ⑤       | いすゞ    | 北見 400 す 8184      | バン     | 1,000      |    |
| ⑥       | 軽トラック  | 北見 480 い 1047      | キャブオーバ | 350        |    |
| ⑦       | いすゞ    | 北見 800 は 1197      | 清掃車    | 8,600      |    |
| ⑧       |        |                    |        |            |    |
| ⑨       |        |                    |        |            |    |
| ⑩       |        |                    |        |            |    |
| 事務所の所在地 |        | 北見市小泉 7 6 1 番地 1 2 |        |            |    |
| 駐車場の所在地 |        | 北見市小泉 7 6 1 番地 1 2 |        |            |    |

(2) その他の運搬施設の概要

| 運搬容器等の名称 | 用途          | 容量   | 備考 |
|----------|-------------|------|----|
| 鋼鉄製ドラム缶  | 廃油・汚泥の運搬    | 200ℓ |    |
| ポリエチレン容器 | 廃酸・廃アルカリの運搬 | 20ℓ  |    |

(3) 積替え又は保管施設の概要

積替え保管を行わない。

#### 4. 収集運搬業務の具体的な計画

(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

##### (1) 車両毎の用途

- ① 車両の名称：UDトラックス  
収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥  
・車両番号：北見 800 は 652
- ② 車両の名称：日野  
収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥  
・車両番号：北見 800 は 129
- ③ 車両の名称：三菱  
収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥  
・車両番号：北見 88 は 605
- ④ 車両の名称：日野  
収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥  
・車両番号：北見 100 さ 5637
- ⑤ 車両の名称：いすゞ  
収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥  
・車両番号：北見 400 す 8184
- ⑥ 車両の名称：スズキ  
収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥  
・車両番号：北見 480 い 1047
- ⑦ 車両の名称：いすゞ  
収集する特別管理産業廃棄物の種類：廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥  
・車両番号：北見 800 は 1197



(2) 収集業務を行う時間

営業時間 8時から17時

休業日 日曜日・祝祭日

(3) 従業員数の内訳

令和5年3月31日現在

| 申請者又は申請者の登記上の役員 | 令第6条の10に規定する使用人 | 事務員 | 運転手 |          | 作業員 | その他 | 合計  |
|-----------------|-----------------|-----|-----|----------|-----|-----|-----|
|                 |                 |     |     | うちPCB担当者 |     |     |     |
| 6人              | 0人              | 6人  | 39人 | 0人       | 19人 | 0人  | 70人 |

## 5. 環境保全措置の概要

### (1) 運搬に際し講ずる具体的な措置

#### ①飛散防止対策

運搬車両容器のひび・破損の確認を事前に行うとともに、密閉状況の確認を十分に行い運搬時の飛散防止に努める。

#### ②悪臭、騒音、振動対策

運搬車両は、定期的に洗車・清掃を行い清潔にする。また、悪路の走行に際しては、徐行運転に務め粉塵の発生防止を図る。

#### ③揮発油類、灯油類及び軽油類の収集運搬に係わる対策

揮発油類、灯油類及び軽油類が含まれる汚泥を取扱う場合、消火器を所持し運搬中火気厳禁とする。また、北見地区消防組合より頂いた意見書の指示に従い安全確保に努める。

#### ④その他安全対策

特別管理産業廃棄物は、他の廃棄物と混載すると有害ガスなどを発生する恐れがある為、原則として混載は行わないものとする。また、運搬後は必ず洗浄作業を行う事とする。

### (2) 積み替え又は保管施設において講ずる措置

積み替え保管を行わない。

### (3) その他

#### ①環境マネジメントについて

HE S北海道環境マネジメントシステムスタンダードを運用し、環境負荷を低減する取組を継続して行う。

#### ②安全管理について

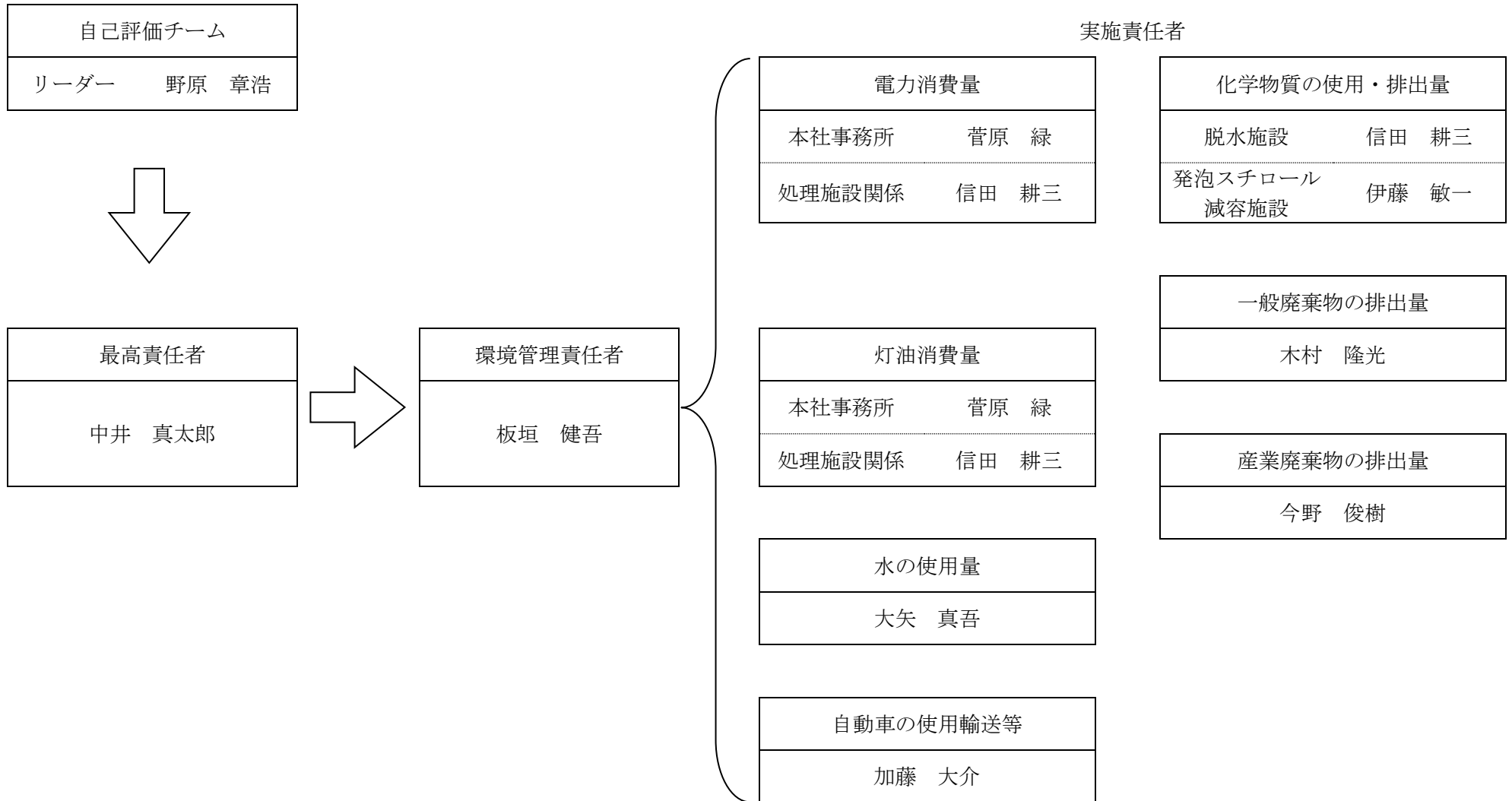
安全管理者を設置し、安全管理体制を構築する。

#### ③従業員教育について

年1回以上、安全大会を実施すると共に不定期に安全ミーティングを開催し、従業員へ事故防止を促すことで環境保全に務める。

環境改善活動の取組体制

別図ー2 「環境マネジメントシステム体制図」



### 3. 環境に関する基本方針

## 環境に関する基本方針

### < 基本理念 >

株式会社エース・クリーンは、事業運営と地球環境の保全両立し、住み良い北海道の地域社会を実現するために、全組織を挙げて環境改善活動に取り組みます。

### < 方 針 >

株式会社エース・クリーンは、産業廃棄物の収集運搬、処分業及びそれに関するサービスの提供により発生する環境影響を低減するために、次の方針に基づき、環境改善活動を推進します。

1. 当社の活動及びサービスが関わる環境への影響を常に認識し、全事業所において環境マネジメントシステムを継続的に改善し、汚染の予防にも努めます。
2. 環境に関連する法的及び当社が同意するその他の要求事項を順守します。
3. 当社の活動及びサービスが関わる環境影響要因のうち、以下の項目を環境改善活動の重点テーマとして取組みます。

(1) エネルギー（電気・石油類）使用量の削減

(2) 廃棄物排出量の削減

(3) 水使用量の削減

(4) 化学物質使用量の削減

(5) 受託した産業廃棄物の収集運搬・処分における環境配慮に関する項目

4. この環境に関する基本方針は、全従業員が理解し、行動出来るよう周知徹底するとともに、社外にも公表します。
5. 地域密着型の環境保全活動に積極的に参画します。

この環境に関する基本方針を達成し、環境パフォーマンスを向上させるために、環境目標を設定し、当社の全従業員をあげて、環境改善活動を展開するとともに、定期的に見直しを実施します。

2021年4月1日 制定  
株式会社エース・クリーン  
代表取締役 中井 真太郎

#### 4. 環境目標

| 項目                                    | 基準年度   | 環境目標   |  |  |
|---------------------------------------|--|--|--|--|
|                                       |  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
| 電力消費量<br>本社事務所<br><br>【責任者】<br>菅原 緑   | 電力消費量<br>24,871 kW/年<br>(16,912 kg CO2/年)<br>※基準年平成24年度<br>CO2 排出係数 0.680<br>(北海道電力) | 基準年度から10%削減する。<br><br>本社事務所<br><br>22,383kW/年<br>(15,220 kg CO2/年) | 基準年度から11%削減する。<br><br>本社事務所<br><br>22,135kW/年<br>(15,051 kg CO2/年) | 基準年度から12%削減する。<br><br>本社事務所<br><br>21,886kW/年<br>(14,882 kg CO2/年) |
|                                       | —  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  |
| 電力消費量<br>処理施設関係<br><br>【責任者】<br>信田 耕三 | 電力消費量<br><br>※基準年令和3年度<br>CO2 排出係数 0.680<br>(北海道電力)                                  | 基準年度から1%削減する。<br><br>処理施設関係<br><br>84,498kW/年<br>(57,458 kg CO2/年) | 基準年度から2%削減する。<br><br>処理施設関係<br><br>83,644kW/年<br>(56,878 kg CO2/年) | 基準年度から3%削減する。<br><br>処理施設関係<br><br>82,791kW/年<br>(56,297 kg CO2/年) |
|                                       | —  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  |
| 灯油消費量<br>本社事務所<br><br>【責任者】<br>菅原 緑   | 灯油消費量<br>7,206 ℓ/年<br>(17,957 kg CO2/年)<br>※基準年平成22年度<br>CO2 排出係数<br>36.7×0.0679     | 基準年度から12%削減する。<br><br>本社事務所<br><br>6,341 ℓ/年<br>(15,802 kg CO2/年)  | 基準年度から13%削減する。<br><br>本社事務所<br><br>6,269 ℓ/年<br>(15,622 kg CO2/年)  | 基準年度から14%削減する。<br><br>本社事務所<br><br>6,197 ℓ/年<br>(15,442 kg CO2/年)  |
|                                       | —  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  |
| 灯油消費量<br>処理施設関係<br><br>【責任者】<br>信田 耕三 | 灯油消費量<br><br>※基準年令和3年度<br>CO2 排出係数<br>36.7×0.0679                                    | 基準年度から1%削減する。<br><br>処理施設関係<br><br>16,140 ℓ/年<br>(28,775 kg CO2/年) | 基準年度から2%削減する。<br><br>処理施設関係<br><br>15,974 ℓ/年<br>(28,484 kg CO2/年) | 基準年度から3%削減する。<br><br>処理施設関係<br><br>15,811 ℓ/年<br>(28,193 kg CO2/年) |
|                                       | —  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  |
| 水の使用量<br><br>【責任者】<br>大矢 真吾           | 地下水使用量<br>812.6 t/年<br>※基準年平成22年度  | 基準年度から12%削減する。<br><br>715.0 t/年                                    | 基準年度から13%削減する。<br><br>707.0 t/年                                    | 基準年度から14%削減する。<br><br>698.0 t/年                                    |
|                                       | —  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  | 【施策内容】<br>活動手順書参照  |

|   |  |                                |                                 |                                 |
|---|--|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 自動車の使用<br>輸送等<br><br>【責任者】<br>加藤 大介                   | 車両の燃費<br>3.49 km/ℓ<br>※基準年令和3年度                  | 基準年度から1%向上する。<br><br>3.52 km/ℓ | 基準年度から2%向上する。<br><br>3.56 km/ℓ  | 基準年度から3%向上する。<br><br>3.59 km/ℓ  |
|   | —  | 【施策内容】<br>活動手順書参照              | 【施策内容】<br>活動手順書参照               | 【施策内容】<br>活動手順書参照               |
| 化学物質の<br>使用量<br><br>脱水施設<br><br>【責任者】<br>信田 耕三        | 放流水の水質分析<br>薬品使用量の管理<br>※維持項目                    | 定期的な水質分析・<br>薬品使用料の把握。         | 定期的な水質分析・<br>薬品使用料の把握。          | 定期的な水質分析・<br>薬品使用料の把握。          |
|   | —  | 【施策内容】<br>活動手順書参照              | 【施策内容】<br>活動手順書参照               | 【施策内容】<br>活動手順書参照               |
| 化学物質の<br>排出量<br><br>発泡スチロール減容施設<br><br>【責任者】<br>伊藤 敏一 | 排気ガスの測定<br>※維持項目                                 | 定期的な排ガス測定                      | 定期的な排ガス測定                       | 定期的な排ガス測定                       |
|   | —  | 【施策内容】<br>活動手順書参照              | 【施策内容】<br>活動手順書参照               | 【施策内容】<br>活動手順書参照               |
| 産業廃棄物の<br>排出量<br><br>【責任者】<br>今野 俊樹                   | 産業廃棄物排出量<br>(汚泥を含まない)<br>9.090 t/年<br>※基準年平成25年度 | 基準年度から9%削減する。<br><br>8.271 t/年 | 基準年度から10%削減する。<br><br>8.181 t/年 | 基準年度から11%削減する。<br><br>8.090 t/年 |
|   | —  | 【施策内容】<br>活動手順書参照              | 【施策内容】<br>活動手順書参照               | 【施策内容】<br>活動手順書参照               |

## 5. 環境活動計画（施策内容）

### ○電力消費量（本社事務所）

冷房時の室温設定を 28℃にし、クールビズ運動に積極的に取り組む。  
使用していないパソコンのシャットダウンを徹底する。  
西側窓の採光を季節により調節し、室温の最適化を図る。  
照明は、点灯不要な場所はこまめに消灯し節電に努める。  
照明器具のLED化を図る。  
CO<sub>2</sub>の排出量削減の知識を向上させる為、実施責任者による環境教育を実施する。

### ○電力消費量（処理施設関係）

照明は、点灯不要な場所はこまめに消灯し節電に努める。  
低電力の脱水機を優先して使用する。  
施設内の水銀灯及び蛍光灯のLED化を図る。  
CO<sub>2</sub>の排出量削減の知識を向上させる為、実施責任者による環境教育を実施する。

### ○灯油消費量（本社事務所）

床暖房器具をタイマー及びサーモ運転を行い、室温の最適化を図る。  
冬季間であっても節気により温度設定を調整し、灯油消費量の削減に努める。  
太陽光を有効活用し、室温の最適化を図る。  
CO<sub>2</sub>排出量削減の意識を向上させる為、ウォームビズに関する教育実施を行う。

### ○灯油消費量（処理施設関係）

暖房設備の温度管理を行う。  
断熱加工する要素がある場所は、断熱処理を行う。  
CO<sub>2</sub>の排出量削減の知識を向上させる為、教育資料を使い教育実施を本社と同時に  
行う。

### ○水の使用量

節水洗車の確立。  
・スプレーガン洗車と併用して、ブラシやスポンジを使用する。  
・月初に朝礼で水使用量を報告し、節水の意識を高める。  
水道メーターの確認を行う。  
使用量が不自然に増加した場合、漏水等の調査を実施する。  
環境教育として、洗車場の利用方法や節水洗車の方法を周知徹底する。

### ○自動車の使用輸送等

アイドリングストップ。  
日常点検・定期点検整備の励行。  
最適なエンジン回転での走行。  
過積載の防止。  
上記の項目を含む環境教育として環境エネルギー庁から発信されている、エコドライブ推進マニュアルの資料を回覧し周知する。

○化学物質の使用量（脱水施設）

定期的な水質分析の実施（1回／月）。

脱水業務で使用した薬品量の把握。

運転管理日報の作成。

環境教育の一環として、中間処理施設の処理方法の見学会を実施。

○化学物質の排出量（発泡スチロール減容施設）

発泡スチロール減容機の排出ガスの測定。

排気口フィルターボックスの清掃を定期的に行う。

高品質のインゴットを作成する。

トルエン、スチレン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒドの人体に及ぼす影響を示す資料を回覧し周知させる。

○産業廃棄物の排出量

産業廃棄物の分別を徹底する。

汚泥脱水施設の最終処分汚泥量を削減する。

発泡スチロール減容施設の受入時の梱包廃プラの発生量を削減する。

自社排出分の管理型混合物の排出量を削減する。

環境教育として、産業廃棄物の種類の知識を向上させる為の資料を回覧する。



## 6. 環境目標の実績（令和4年度）

| 環境改善活動  | 具体的施策                              | 目標値  | 実績値                           | 評価 |
|---|------------------------------------|--|-------------------------------|----|
| 1. 省エネルギー<br>電力消費量の実績値把握<br>(本社事務所)<br>CO2 排出係数 0.680(北海道電力)  | 不在時の照明・パソコンの消灯。                    | 22,383 kW/年<br>(15,220 kg CO2/年)   | 19,622kW/年<br>(13,343kgCO2/年) | A  |
| 1. 省エネルギー<br>電力消費量の実績値把握<br>(処理施設関係)<br>CO2 排出係数 0.680(北海道電力) | 不必要な機械運転の停止。                       | 84,498 kW/年<br>(57,458 kg CO2/年)   | 63,715kW/年<br>(43,326kgCO2/年) | A  |
| 2. 省エネルギー<br>灯油消費量を基準年度から<br>1%削減する。(本社事務所)                   | 暖房の最適化。                            | 6,341 ℓ/年<br>(15,802 kg CO2/年)   | 5,197ℓ/年<br>(12,951kgCO2/年)   | A  |
| 2. 省エネルギー<br>灯油消費量を基準年度から<br>1%削減する。(処理施設関係)                  | 暖房の最適化。                            | 16,140 ℓ/年<br>(28,775 kg CO2/年)  | 18,553ℓ/年<br>(31,851kgCO2/年)  | C  |
| 3. 自動車の使用輸送等<br>燃費を1%向上する。                                    | アイドリングストップ<br>と車両整備の徹底。            | 3.52 km/ℓ  | 3.67 km/ℓ                     | A  |
| 4. 水の使用量<br>水使用量を基準年度から<br>121%削減する。(地下水使用)                   | 節水洗車<br>水道メーターの確認                  | 715.0 t/年  | 334 t/年                       | A  |
| 5. 化学物質の使用量<br>性状に合わせた添加量の最適化<br>と薬品の保管・管理の徹底。                | 1回/月の水質分析。                         | pH:5.8 から 8.6<br>BOD:30 mg/ℓ以下<br>SS: 30 mg/ℓ以下<br>大腸菌群数:<br>3000 個/cm <sup>3</sup> 以下 | 同左                            | A  |
| 6. 産業廃棄物の排出量<br>自社排出分の産業廃棄物排出量<br>を削減する。                      | 産業廃棄物の分別や排出<br>についての適正管理<br>を実施する。 | 8.271 t/年  | 3.31 t/年                      | A  |

令和4年度 CO2 排出量：360,377 kg-CO2（対前年比 93.68%）

※評価基準 A：達成率 100%以上

B：達成率 90%から 100%

C：達成率 90%未満

## 7. 環境改善活動の評価と課題、次年度の計画

### ○電気消費量（本社事務所）

令和4年度は、消費電力が少なく、節電の取り組みが反映された結果となった。  
令和5年度も継続した活動に期待したい。

### ○電気消費量（処理施設関係）

令和4年度は、消費電力が少なく、節電の取り組みが反映された結果となった。  
令和5年度も継続した活動に期待したい。

### ○灯油消費量（本社事務所）

令和4年度は、床暖房器具等のこまめな温度設定などができていた結果灯油消費量を抑えられた。令和5年度も継続した活動に期待したい。

### ○灯油消費量（処理施設関係）

令和4年度は、1月から3月が目標を超える結果となった。原因としては、木質飼料製造に使う施設が増設されたため暖房器具が増え灯油消費量が増えてしまった。  
令和5年度からは目標を令和4年度の実績にし、断熱処理・省エネ活動を行い現状維持をする。

### ○水の使用量

令和4年度は、水使用量が少なく、節水に取り組んでいた。  
令和5年度も継続した活動に期待したい。

### ○自動車の使用輸送等

令和4年度は、7月から9月が目標を超える結果となった。  
令和5年度からは、アイドリング・急な加速・減速・日頃のメンテナンスを実施するように再度周知し、燃費向上を行う。

### ○化学物質の使用量（脱水施設）

令和4年度も安定した水質分析結果であった。今後も良好な水質保持するよう促した。次年度の脱水施設での化学物質の使用はこれまでの活動を継続したい。

### ○化学物質の排出量（発泡スチロール減容施設）

発泡スチロール減容機の排気ガスと作業場内の環境測定を実施し、問題となる測定結果ではなかった。項目はトルエン・スチレン・アセトアルデヒド・ホルムアルデヒドの4項目である。労働安全衛生の活動の一環として、次年度も積極的に継続していただきたい。

### ○産業廃棄物の排出量

令和4年度も、前年度同様木質飼料製造業に係る施設の改修工事と中間処理施設の改修工事が有り、その際に不要物の廃棄を行ったため産業廃棄物の排出量が大幅に増加したが目標値は十分達成しました。次年度も排出の際には必ず分別を行い、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付・保管する。

## ・令和4年度のポイント

令和4年度は、処理施設関係の電力消費量・灯油使用量、自動車の使用・輸送等の基準年度を令和3年度の実績とした。

処理施設関係の灯油使用量に関しては、木質飼料製造施設が増設されたため、暖房機が増え使用量が年間を通して増えてしまった。次年度からは令和4年度を基準年度とし、排出抑制に努める。

その他は年間通しても排出抑制が出来ていたため現状維持していく。

## 8. 法的及び当社が同意するその他の要求事項

当社の事業活動に該当する環境に関する法的及び当社が同意するその他の要求事項については、遵守状況を定期的に確認した結果、違反は無かった。内容は下表に示す。また、利害関係者からの指摘・訴訟等も無かった。

| 法律等の名称                    | 遵守状況 |
|---------------------------|------|
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、令、規則     | ○    |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（北海道） | ○    |
| 産業廃棄物の保管施設のガイドライン（北海道）    | ○    |
| 北見市との公害防止協定               | ○    |
| 北見市廃棄物の減量促進、処理及び清掃に関する条例  | ○    |
| 一般高圧ガス保安規則                | ○    |
| 計量法                       | ○    |
| 電気事業法                     | ○    |
| 浄化槽法                      | ○    |
| 北見地区消防組合火災予防条例            | ○    |
| 道路運送車両の保安基準               | ○    |
| フロン排出抑制法                  | ○    |
| 自動車リサイクル法（リース満了後買取車対象）    | ○    |
| 容器包装リサイクル法                | ○    |
| 北海道循環型社会推進条例              | ○    |

## 9. 代表者の見直し評価

車両燃費・処理施設関係の灯油使用量が目標値を超える結果になったので次年度からの目標の再設定を行う必要がある。

車両燃費は車両の年数と積載量によって大きく変動することから、燃費向上1%は現状として厳しいと考え、次年度から現状維持とする。

処理施設関係の灯油使用量についても、施設増設の為暖房器具が増え灯油の使用量が増えてしまった為、次年度から現状維持とする。

又、飼料製造で使っているLPガスもCO2 排出量を削減しなければならないという意識づけの為に、集計を行って欲しい。